

※調査票をご記入の上、就学時健康診断の際にご提出ください。

学校給食対応調査票

記入日 令和 年 月 日

| | | | |
|---------------|-----------|-----------------|-----|
| ふりがな 児童氏名 | | 保育所(園)・ 幼稚園名 | |
| ふりがな 保護者氏名 | | 住所 | |
| ふりがな 連絡先氏名 | 続柄 () | 連絡先 電話番号 | — — |

※調査票の内容について確認させていただくことがありますので、連絡先は平日の昼間にご連絡がとれる方の氏名と電話番号を記入してください(個人情報の取り扱いには十分留意します)。

1 全員の方にお聞きします。 該当するものに○または必要事項を記入してください。

| | | | |
|-------------|--|--------------------------------|---|
| ① | 食物アレルギーがありますか。 你有食物過敏嗎？ Você tem alergias alimentares? ¿Tienes alergias alimentarias? | ある (YES) ・ ない (NO) | 食物アレルギーとは、特定の食物を食べたり、触ったりすることで、皮膚・粘膜症状、呼吸器症状、消化器症状、アナフィラキシーなどを発症するものです。 |
| ② 1 | 医師の診断のもと、または薬の服用により 摂取出来ない食物はありますか。 例) 牛乳(乳糖不耐症) グレープフルーツ(薬) | ある ・ ない | 「ある」と答えた方は、例にならって食物とその理由を下に記入してください。 |
| ② 2 | ②-1で「ある」と答えた方にお聞きします。 学校給食の個別対応を希望しますか。 | はい ・ いいえ | 「はい」と答えた方は、各学校で行われる新入学説明会にてご相談をお願いいたします。 |

※入学までに変化が見られた場合は、学校に連絡してください。

以下は 1-①で食物アレルギーが「ある」と答えた方のみお答えください

2 食物アレルギーの状況について記入してください。

| | | |
|--------------------------------|--|----------------------------------|
| 原因食物すべてに ○または記入を してください。 | I | 卵・乳(乳糖不耐症とは区別する)・小麦・えび・かに・そば・落花生 |
| | II | その他の品目() |
| 症 状 | 発疹 顔の腫れ 目の充血 口唇の腫れ じんましん 喉のかゆみ 下痢 吐き気 腹痛 呼吸器症状 息苦しさ 咳 | |
| 該当するものに○また は記入をしてください。 | アナフィラキシーショック※1 (年 月頃) その他() | |

※1 アナフィラキシーショックとは、全身性にアレルギー症状が発症し、血圧低下、意識障害などを起こすことをいいます。

| | |
|-----------|--|
| I 該当者 | 12月頃開催する学校給食食物アレルギー対応説明会をご案内し、個別対応の内容・手続き等について説明します。 |
| II 該当者 | 医師の診断があり、学校での食物アレルギー個別対応を希望される場合は、各学校の新入学説明会にて相談をお願いします。 |

<裏面へ続きます>

3 家庭での食事状況について記入してください。

| | |
|--------------------------------|--|
| 該当するものに○をつけ、それ以外は具体的に記入してください。 | 完全除去食・本人除去・特に配慮をしていない その他（どのような対応をしているか等を記入） 〔 〕 |
|--------------------------------|--|

4 医師の診断の有無について記入してください。

| | |
|--------------------|----------|
| 医師の診断を受けたことがありますか。 | はい ・ いいえ |
|--------------------|----------|

～以下は「はい」と答えた方のみ、お答えください。～

| | |
|--|------------------|
| 医師の最終診断はいつですか。 | 年 月 日 |
| 医師から書面での証明はありますか。 (診断書・食事指示書・各種検査結果票・その他 受診したことが分かる書類等) | はい ・ いいえ |
| アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を医師から処方されていますか。 | はい(年 月から) ・ いいえ |

【学校給食食物アレルギー対応について】

◎基本方針

学校給食は、「学校給食法」にもあるように、適切な栄養の摂取により、健康の保持増進に大きな役割を果たしているばかりでなく、健全な食生活を営むことのできる判断力や望ましい食習慣を身に付ける機会です。また、学校給食は学校教育の一環として実施されており、食物アレルギーをもつ児童生徒も学校給食の目標を達成できるように考えていく必要があります。

食物アレルギーのある児童生徒は、アレルギー原因食品(アレルゲン)や症状の程度が異なるため、一人ひとりのアレルギー症状を正しく理解し、真に対応が必要な児童生徒に対し、食物アレルギー対応給食を実施していきます。

◎食物アレルギー対応の基本

- ・医師の診断・検査(可能な限り食物負荷試験)により、「食物アレルギー」と診断されていること。
- ・定期的を受診し、検査を行っていること。(最低1年に1回)
- ・アレルゲンが特定されており、「学校生活管理指導表」により医師から食事療法を指示されていること。
- ・家庭でも原因食品の除去を行っていること。
- ・コンタミネーションの配慮が必要ないこと。
- ・食物アレルギーに関する情報を教職員全員で共有することに同意していること。

◎食物アレルギー対応の内容

- ・対応品目 学校給食での対応食品は、食品衛生法で表示が定められている7品目【卵・乳(乳糖不耐症とは区別する)・小麦・えび・かに・そば・落花生】とします。
- ・対応方法 対応1：詳細な献立表による情報提供
対応2：主食やおかず(主菜・副菜)の一部を含む弁当持参
対応3：アレルギーの原因食品を除いて給食を作る除去食提供
対応4：可能な範囲での代替食提供

◎その他

- ・1-①で食物アレルギーが「ある」と回答し、「I」に該当する方を対象に、12月に学校給食食物アレルギー対応説明会を開催する予定です。対象者には別途ご案内をお送りします。
- ・医師の診断のもと、摂取出来ない食物や薬の服用により禁忌の食物がある方は、各学校で行われる新入学説明会でご相談ください。

お問合せ先：学校教育課学事担当 055-282-7776